## ○総務省告示第二百六十一号

第十四号)第十一条の二の六の規定に基づき、 設に関する計画を認定したので、同条第七項及び電波法施行規則 電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十三第四項の規定により、 告示する。 (昭 和二十五年電波監理委員会規則 特定基地局の開

平成二十六年七月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

七月十五日	認定をした日
平成二十六年七 月十五日から平 大四日まで	認定の有効期間
下 超え一〇八 MHz MHz 以 を	指定した周波数
株式会社VIP	忍定を受けた者
北海道	係る放送対象地域移動受信用地上基幹放送に特定基地局により行われる

平成二十六年	<b>七月十五日</b> <b>一</b>	七月十五日	平成二十六年
平成二十六年七	平成二十六年七月十四日まで	平成二十六年七月十四日まで	平成二十六年七月が三十四日まで
一〇三・五 MHz を	九 九 九 九 九 九 九 大 MHz を 超 え 一	下 超え一〇八 MHz MHz 以 を	九九 MHz 三・五 MHz 以下
株式会社VIP	株 式 会 社 V I P	株式 会社 V I P	株式 会社 V I P
近畿広域圏	東海・北陸広域圏	関東·甲信越広域圏	東北広域圏

<b>-</b>		
七月十五日平成二十六年	七月十五日平成二十六年	七月十五日
十四日まで	平成二十六年七月がら平成三十一年七月	月十五日から平
下 超え一〇八 MHz MHz 以 を	○三・ 五 MHz 五 MHz 大 下	下 超 え 一 〇 八 MHz 以
株式会社VIP	株 式 会 社 V I P	
九州・沖縄広域圏	中国·四国広域圈	